

動物の愛護及び管理に関する法律・条例を守り

動物を適切に飼養・管理しましょう。

違反している場合、
指導・勧告・命令などの対象となることがあります。

飼い主でない人も指導などの対象となることがあります

動物の飼い主は、適正に飼料や水を与え、病気やケガを予防し、終生飼養することはもちろん、動物が人に害を加えたり、周辺の生活環境が悪化しないように努めなければなりません。

また、法律の改正（令和2年6月1日施行）により、つぎのとおり規制が強化されました。

1 周辺の生活環境が損なわれている場合の指導・勧告・命令等

動物の飼養や餌やり等により、周辺の生活環境が損なわれている場合、飼い主に限らずその事態の原因者（餌やりを行っている方等）も指導・勧告・命令等の対象となります。

周辺の生活環境が損なわれている事態とは

▽ 周辺住民の日常生活に著しい支障を及ぼしており、

複数の周辺住民から苦情の申し出がある場合
▽ 個人の健康被害が生じている場合 等

飼養や餌やりによって騒音、悪臭、動物の毛の飛散、ねずみ・はえ・蚊・のみその他の衛生動物の発生等が起こらないよう、餌の食べ残しやふん尿の始末をし、動物の管理を適切に行わなければなりません。

2 犬・猫の繁殖防止の義務化

犬・猫の飼い主は、動物が繁殖し適正飼養が困難となる場合には、不妊・去勢手術などの繁殖防止措置を行うことが義務付けられました。

適切な飼養環境を確保し、周辺環境の保全に支障がないよう適切に管理し、終生飼養することができる適切な数を飼養しましょう。適切な管理を行うことができない場合は、

虐待となるおそれがあります。

3 罰則の強化

動物をみだりに殺したり、傷つけた場合等の罰則が強化されました。

▽ 愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者

↓ 5年以下の懲役または500万円以下の罰金

▽ 愛護動物の虐待・遺棄

↓ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

愛護動物の身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加えたり、そのおそれのある行為をさせることその他、飼育密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養・保管し衰弱させることも虐待の例として明示されました。



愛媛県イメージアップキャラクター
みきちゃん